

答 申 第 4 5 号
平成18年10月31日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成18年6月22日付け青公委第44号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

少年課の平成15年度県費捜査費に係る捜査費証拠書についての不開示決定処分に対する
審査請求についての諮問

第 1 審査会の結論

審査請求の対象となった不開示決定処分に係る行政文書について、次に掲げる部分を開示することが妥当である。

捜査費支出伺

「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の所属

支払精算書

取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影

捜査費交付書兼支払精算書

「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属

支払伝票

捜査員の所属

立替払報告書

取扱者の官職・氏名、捜査員の所属及び「取扱者確認印」欄の印影

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成17年12月1日、青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「平成13年度から平成16年度までの警察本部少年課の捜査報償費（県費）支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類のうち、捜査諸雑費に関するもの全て」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

(1) 実施機関は、本件開示請求に対して、青森県警察本部少年課（以下「少年課」とい

う。)の「平成13年度、14年度、15年度及び16年度の県費捜査費に係る捜査費執行伺、支出負担行為兼支出命令票、現金出納表、前渡資金証拠書、返納命令票、返納通知書・領収証書、捜査費証拠書」を本件開示請求に係る行政文書として特定したが、当該行政文書が大量であり、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとして、条例第11条第6項の規定により、開示決定等の通知期間の延長を決定し、平成17年12月14日、審査請求人に通知した。

(2) その後、実施機関は、条例第11条第6項前段の規定により、本件開示請求に係る行政文書として特定したもののうち、「平成15年度の捜査費証拠書(表紙及び捜査費総括表を除く部分)」(以下「本件行政文書」という。)について、条例第7条第3号及び第5号に該当するとして、不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成18年1月13日、審査請求人に通知した。

(3) なお、実施機関は、本件処分の後、本件開示請求に係る行政文書として特定したもののうち、本件行政文書以外の残りの行政文書について、一部開示決定(以下「本件行政文書以外の対象文書に係る処分」という。)を行い、平成18年3月30日、審査請求人に通知している。

3 審査請求

審査請求人は、平成18年2月21日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対し、本件処分について審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 実施機関の不開示理由への反論

ア 実施機関は、本件処分に係る通知に記載した理由によって、本件行政文書一切について、決定通知期間の特別延長を行った上で一律的に不開示とした。

イ 条例第1条の「目的」、同第3条の「解釈及び運用」の規定内容からすると、条例は「原則開示」の立場を明確にしているものである。

ウ さらに、「青森県公安委員会・青森県警察における情報公開審査基準」（平成13年11月28日策定）によればその冒頭で、条例を具体化して、「情報の公開は、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点から非常に重要である。加えて、警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が必要である。本審査基準は、これらの観点から…（中略）…積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。」と定めている。

そして、「第1 基本事項」として「一方で、個人、法人等の権利利益、県民の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある」としながらも、「公開条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」ことを目的とするものであることから、実施機関が保有する情報は原則として開示するとの考え方に立っている。」としている。

エ したがって、「開示しない」とする対象は「極めて限定されたもの」と解することができる。

オ 本件行政文書には、警部補以下の警察官を含む個人情報や捜査に係る事件名、日付等の情報が記載されているものと思料されるが、だからといって一律に不開示とすることに合理的理由はあるのだろうか。

(ア) 公開される警部補以下の警察官の個人情報

2006（平成18）年1月27日の青森テレビは午後6時55分から、金スペ「全国交通警察24時！真冬の一斉大捜査SP」という番組を放送した。その内容は、交通の取締りのみならず、深夜における酔っ払いへの対応や覚醒剤の摘発にまで及んでいた。しかも、現職警察官の顔や警察署での打合せ、複数の課の警察官が一つのチームを作って出動する様子、現場での対応など逐一をわかりやすく編成し、放送したものであった。併せて、覚醒剤摘発にあっていた一部警部補の所属署名、姓についてもナレーターが紹介しているものであった。

この放送内容からすれば、現場警察官個人だけの判断で撮影に応じたのではなく、警察組織としての判断で撮影を許可したものであることは容易に推測できるもので、関心がある視聴者には録画もされて、場合によっては様々な警察活動の

研究材料にもされ得るものである。一方ではこのように公表されている警察官の個人情報や捜査情報について、「警部補以下の警察官の氏名及び印影が記載されているため」そして「捜査の手法、技術等が明らかとなり、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯罪の敢行を容易にする」として一律不開示とする本件不開示理由との関係を実施機関はどのように合理的に説明できるのであろうか。

(イ) 「おそれ」に対する蓋然性

また、実施機関は「捜査協力者等が特定され、本人、家族の生命身体に危害が加えられる」ということを不開示理由とする。しかし、それら情報について個別に検討・説明されることもなく捜査協力者等（この「等」に含まれるものも不明であるが）に係る情報の全てについてその蓋然性のみをもって一律的にそのような「おそれ」の対象として不開示とすることに、情報公開条例との整合性をどのように説明できるのであろうか。さらには、前記(ア)との関わりからすれば、開示請求の対象とされた文書全てに「捜査協力者等」の情報が記載されているとは到底考えられない。

カ 以上のことからすれば、実質的に実施機関が対象文書を一律に不開示にするという理由には合理的な根拠がないばかりか、実施機関による職権の乱用と謂わざるを得ないものである。

(2) 理由説明書に見る不開示決定の違法・不当性

ア 条例の趣旨の逸脱

(ア) 理由説明書によれば、およそ4点にわたって不開示理由を記載している。しかし、それらは一般論を述べるにとどまり、条例の趣旨を逸脱した内容となっている。

(イ) 条例第8条第1項は、部分開示について定めているが、青森県情報公開条例の解釈運用基準（平成18年3月改正）によればその趣旨は、「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であっても、原則開示の趣旨から、当該行政文書の全体について不開示とするのではなく、原則として、不開示情報が記録されている部分を除き、当該行政文書のその他の部分については、開示しなければならない旨を定めたものである」としている。そして、その解釈・運用に当たっては「部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りるとしたものである」としている。

(ウ) したがって、審査請求書においても強調したところではあるが、「開示しない」とする対象は「極めて限定されたもの」でなければならない。同時に、「部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りるとしたものである」とすれ

ば、一律的に不開示とするのではなく、例えば「表であれば個々の欄等を単位として」個別に判断することが求められているものと解すべきである。そうすると、本件処分は、本件行政文書記載の個別の情報について検討され、不開示としたものとは言い難い。実施機関が対象文書について一律的に不開示とすれば、もともと開示請求者はその対象文書についてどのような書式にどのような情報がどのように記載されているのかさえ分からないのであるから、そもそもの情報公開の趣旨を逸脱する可能性も否定できないものとなる。

イ 他県の答申等の事例

(ア) 宮城県情報公開審査会の平成16年9月30日付けの答申

宮城県情報公開審査会は、仙台市民オンブズマンが行った同様の審査請求に対して、平成16年9月30日付けで答申を行っている。この答申は、審査会がインカメラ審査を行い、対象となった行政文書を逐一確認した上で、「情報提供謝礼等の個別執行額を開示しても、個別的具体的事件が明らかになるとか、特定の情報提供者が識別されるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。」と結論付けている。

(イ) 北海道弟子屈署における捜査報償費に係る領収書の部分開示

札幌市民オンブズマンの開示請求に対して2004年7月5日に北海道弟子屈署の捜査報償費の領収書を部分開示している。その内訳は、国費分が59枚146万円分、道費分が48枚68万円分で、支出金額と日付の開示がなされているが、その後、実施機関が主張するような「捜査の手法、技術等が明らかとなり、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯罪の敢行を容易にする」という「おそれ」に係る事件、事案が発生したという事実は報道もされておらず、したがって発生もしていないものと思料される。

(ウ) 宮城県情報公開審査会の平成18年9月29日付けの答申

平成18年9月29日付けで宮城県情報公開審査会は、「平成12年度の少年課及び交通指導課の報償費の支出に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求について（諮問第166号）」とする答申を行った。

この答申に係る審査内容は、本件審査請求と似通った内容のものであるが、同審査会においてはインカメラ審査を行い、併せて捜査員に対する直接の事情聴取を行い、その上で答申を行っている。また、情報公開請求の対象となった行政文書の個別記載情報（各欄記載情報）の一つひとつについて個別具体的に検討し、答申を行ったとしている。

その結果、例えば、「現金出納簿の摘要欄の情報は、宮城県警察組織規則（昭和37年公安委員会規則第2号）に定める宮城県警察各課の所掌事務に掲げる犯罪類型又は当該所掌事務から容易に推定でき犯罪類型に係る情報提供に対する謝礼のためといった、定型的又は類型的な表現で記録されていることが認められ

た。」などとして、支出年月日については年月については捜査に支障が無いとするなどして「開示することが適当」と結論付けている。

- (I) 本件処分の不開示決定理由は、全国市民オンブズマン連絡会議を構成する各地の市民オンブズマンが該当する警察本部宛に開示請求をした結果、同様になされた不開示決定理由と共通の趣旨である。

しかし、(ウ)で明らかにしたように、宮城県においては、インカメラ審査及び捜査員からの直接の事情聴取によって、かなりの程度の個別記載情報については開示しても差し支えないものであるとの判断を示している。

ウ 北海道警察元幹部の証言

平成18年9月5日に行われた松山地方裁判所における証人尋問での元北海道警察釧路方面本部長（警視長）による陳述書並びに証人調書は、そうした実施機関の「言い訳」を真っ向から否定している。すなわち、警察組織の実態は「国家公安委員会（警察庁）を頂点とする国家警察である」とした上で、したがって、全国何処の警察においても会計処理については同じ手法で行っているのだということを明らかにしている。同様に、会計書類の作成手法について、元北海道警察釧路方面弟子屈警察署次長兼警務課長は、自身の体験から極めて具体的に陳述、証言している。

これらの証言からすれば、例えば領収書の氏名等については真正の本人による記名ではなく、警察職員によるいわば偽名を記載したものとしている。そうすると、偽名であるものを公開したからといって、直ちにその本人に危害がおよぶということは想定し得ず、併せて、当該支出が行われた時点での関係捜査等に対する影響も皆無に等しいものと思料される。このことは、青森県警察における捜査費会計書類についても同様の指摘ができるものであろう。

エ テレビ番組において、警察の捜査手法、現職警察官の氏名等が報道されていることと本件処分における不開示理由として実施機関が主張する「おそれ」とについて

- (ア) 審査請求人が提出したDVD内容について、実施機関は、他県の警察組織のことであり、青森県警察に関するものではないということのみをもって「不知」であり、「説明する立場にない」とする。勿論、当該DVDに記録された放送内容については不知であると主張することは当然と言えば当然と思われるが、実施機関の主張の根底には、警察組織は、都道府県警察がそれぞれに独立したものであることを前提に、従って捜査手法などについても「そっちはそっち、こっちはこっち」式の考え方があるものと思料される。その趣旨からすれば、宮城県情報公開審査会が認定した捜査費（捜査報償費）の会計書類に係る事実認定についても実施機関は同様の判断、主張をするものであろうことは容易に推測される。

- (イ) しかし、都道府県警察は警察法によれば警察庁の所掌事務について、その指揮監督下にある。警察組織においては、警察教養規則（平成12年1月25日国家公安委員会規則第3号）等にもみられるように、各警察官が警察職務を適正に遂行す

るために、警察実務に関する知識、技能、体力、判断力及び行動力を養うことについて、組織を通じて全国レベルでも行っているものである。そうすると、一地方で行われた捜査内容の報道内容であったとしても、警察組織における捜査手法等について実際どのように行われているか、全部ではないにしても、一定程度の内容を窺い知ることができるものである。前記北海道警察元幹部の証言などの趣旨を基にDVD記録情報について検討してみると、同様に（勿論、それぞれの事件によって個別具体的な捜査内容には違いがあろうけれども、その基礎となる手法については）全国共通の、或いは似通った手法によって一般的な捜査は行われているものと思われる。

- (ウ) そして、上記DVDに記録した報道は、実際の捜査現場取材したもので、その取材・報道の中で現職警察官の所属署名、氏名が報道されていたものであり、他県警察においては、実際の捜査を行っている現職警察職員の顔、官職、氏名を公表している。そうすると、本件不開示理由とした実施機関が主張する「おそれ」については、その蓋然性のみをもって開示しないということになり、まさに実施機関における職権の濫用というほかはない。

オ 捜査員は捜査現場において容疑者と対峙し、犯人逮捕、調書の作成等を通じて直接容疑者・犯罪者と接し、容疑者・犯罪者或いはその関係者等に顔も氏名も明らかとなっていて、それら容疑者・犯罪者、或いはその関係者等から「恨まれる」立場にあるが、だからといって「逆恨み」的に警察官やその関係者が勤務時間外にも襲われたという事件・事案が発生したという事実は、極めて稀なケースと史料される。ましてや交通指導課や少年課においては、そうした事件・事案が発生したという事実は報道されていない（事実がない）。

カ 青森県情報公開審査会においては、本件行政文書の記載内容について、インカメラ方式により個別に検討され、答申することを強く望むものである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書について

- (1) 本件行政文書は、前渡資金である捜査費について、取扱者の執行判断から、捜査費執行、更には取扱者の精算までの手続の過程で作成、取得される行政文書であり、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第328条に規定する「資金前渡に係

る証拠書類」として、「捜査費支出伺」、「支払精算書」、「捜査費交付書兼支払精算書」、「支払伝票」、「領収書」等を1か月ごとに編綴した文書で、捜査費の執行状況を明らかにしたものである。

(2) これらの文書には、

捜査費の支払をした捜査員の所属、官職、氏名
捜査費の支払年月日
捜査費の支払の相手方及び支払金額
捜査費の支払事由

などの個別執行情報等が記録されている。

2 捜査費の概要

(1) 捜査費の性格

捜査費は、経費の性質上、特に緊急を要し、正規の支出手続を経ては事務に支障を来し、又は秘密を要するため、通常の支出手続を経ることができない場合に使用できる経費で、犯罪の捜査等に従事する警察官の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費である。

(2) 捜査費の執行の流れ

取扱者（本部においては担当課長等、警察署においては警察署長）は、捜査費の執行の必要が生じたときは、捜査員に捜査費を交付し、捜査員は債主（情報提供者、飲食店等）に対して所要の支払をした後、取扱者に支払精算書、領収書等を提出して精算を行う。

なお、捜査諸雑費（日常の捜査活動において使用する少額多頻度にわたる軽微な経費をいう。以下同じ。）は、取扱者から中間交付者（本部においては担当課長補佐等、警察署においては捜査部門の課長）を経て捜査員に交付され、支払後の精算も、中間交付者を経て行う。

(3) 捜査費の具体的使途

ア 犯罪捜査に従事する職員の活動のための経費

(ア) 聞き込み、張込み、追尾等に際し必要となる交通費、飲食費、物品費等の諸経費

(イ) 拠点等のための施設の借上げ等に要する経費

(ウ) 早朝、深夜等における捜査員の交通費等

イ 捜査等に関する情報提供者等に対する経費

(ア) 情報提供者等に対する謝礼

(イ) 情報提供者等との接触に要する経費等

(4) 国費捜査費と県費捜査費

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条は、都道府県警察に要する経費のうち国庫が支弁すべきものを規定しており、同条各号に該当する捜査等については国費捜査費が、その他のものについては県費捜査費が執行される。

本件行政文書は、県費捜査費に関するものである。

3 実施機関が、本件行政文書に記録されている情報が条例第7条第3号又は第5号に該当すると判断した理由

(1) 現に捜査等が継続中である事件（関連事件の捜査、公判等が継続中のものも含む。以下「捜査中の事件」という。）に係る個別執行情報等について

捜査中の事件に係る捜査費の個別執行情報等については、捜査活動を費用面から表しているものであり、一つの執行に関する情報それ自体が捜査に関する情報であるばかりでなく、これを事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等といった一連の各種捜査情報を反映する情報ととらえることができる。

このことにかんがみると、本件行政文書には、開示決定等の時点で、捜査中の事件に係る個別執行情報等を記録したものが含まれることから、これらの情報を公にすれば、当該事件捜査に係る様々な情報が明らかになり、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅、更なる犯罪等を図るおそれがあるといわざるを得ず、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、公共安全等情報に該当するものである。

(2) 捜査中の事件以外の事件に係る個別執行情報等について

捜査中の事件以外の事件に係る個別執行情報等については、当該事件の捜査が終了していることから、情報を公にしても、直ちに被疑者等の事件関係者が逃走等を図るおそれは認められないとの反論も考えられる。

しかし、前記(1)のとおり、個別執行情報等は、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等といった一連の各種捜査情報を反映する情報であることから、個別執行情報等を収集することにより、事件が発生した場合の警察の捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の分析が可能となる。

個別執行情報等に基づく捜査情報の分析が、どの程度可能であるかはケースバイケースと史料するものの、個別執行情報等のほか、当該事件について新聞、雑誌等の

マスメディアで公表されている情報や事件関係者等から得られる各種情報も含めて照合・分析することにより、かなりの精度で把握できる可能性（モザイクアプローチ）も否定できない。

このことにかんがみると、捜査中の事件以外の事件に係る個別執行情報等についても、これらを公にすることにより、警察の捜査体制や捜査手法等の分析が可能になり、ひいては、将来においてこれらの捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置が講じられる等、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、公共安全等情報に該当すると判断するものである。

(3) 情報提供者等に係る情報について

本件行政文書には、警察官の氏名及び印影、捜査協力者の氏名等が記録されており、これらは、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第3号に規定する個人情報に該当（条例第7条第3号ただし書イに規定する「慣行として公にされている情報」を除く。）することはもちろん、前記(1)、(2)で述べた部分にも該当する。

加えて、情報提供者等が特定又は推測され、これらの者が被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがあること、さらには、当該事由から以後の協力を得ることができなくなるおそれがあることから、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

(4) 捜査費証拠書の部分開示等について

ア 本件行政文書のうち捜査費証拠書に記載されている一つの執行に係る情報について、そのすべてを不開示とするのではなく、例えば、所属名や決裁欄の印影に係る情報だけでも公開できるのではないかという考えも生ずるところである。

しかし、条例第8条（部分開示）は、1件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、不開示情報に該当する情報があるときは、当該情報とそれ以外の情報とを容易に区分でき、かつ、当該情報を容易に除くことができる場合に部分開示すべきと規定しているにすぎないものと解され、独立した一体の情報を細分化して部分開示の対象とすべきというようなことまで規定しているとは解されない。

この点については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法律」という。）第6条第1項に定める不開示情報に該当する文書の部分開示の要否について、平成16年2月24日の仙台地検の調査活動費の支払明細書等の不開示処分に係る仙台地裁判決（平成13年（行ウ）第6号文書不開示処分取消請求事件）において、「その文理に照らすと、1個の行政文書に複数の情報が記載されている場合において、それらの情報のうちに不開示情報に該当するものがあ

るときは、当該部分を除いたその余の部分についてのみ、これを開示することを行政機関の長に義務付けているものと解され、同項が、不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分にはもはや不開示事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを開示することまでも行政機関の長に義務付けているものと解することはできない。」旨判示している（同旨、平成13年3月27日、最高裁第三小法廷判決（平成8年（行ツ）210号・211号、行政処分取消請求事件））ことから、条例第8条も法律第6条と同様に解すべきである。

よって、捜査費証拠書は、捜査費の一つの執行ごとに執行年月日、執行金額、支払事由等が一体となって1個の情報を構成した文書であり、条例第8条第1項の規定は適用されない。

イ 仮に本件行政文書の一つの情報をさらに細分化した上で、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分を開示した場合を想定すると、開示する部分自体の内容には、有意の情報が記録されていないと認められ、また、本件行政文書に編綴された種別ごとの文書の枚数により捜査費の執行件数が推測されるおそれがある。

捜査費の執行件数は、捜査費交付額や執行額と同様に、その多寡が捜査活動の活発さや捜査活動の濃淡を示すものであり、捜査の進展状況等一連の各種捜査情報が推認し得る情報であり、本件行政文書を部分開示することは、前記(1)、(2)と同様、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、公共安全等情報に該当する。

4 反論に対する意見

(1) 公開される警部補以下の警察官の個人情報

審査請求人が提出したDVDに記録されたテレビ番組（平成18年1月27日、青森テレビ放映番組、「全国交通警察24時！真冬の一斉捜査SP」）には、青森県警察に関する内容は含まれていない。

番組で放映された交通取締り、覚せい剤摘発等捜査状況の一部や現職警察官の所属署名、氏名を、他府県警察が取材・放映に応じた理由等について、実施機関は不知であり、本件不開示理由との関係を説明する立場にない。

(2) 「おそれ」に対する蓋然性

審査請求人は、「実施機関は、「捜査協力者等が特定され、本人、家族の生命身体に危害が加えられる」ということを不開示理由とする。しかし、それら情報について個別に検討・説明されることもなく捜査協力者等に係る情報の全てについてその蓋然

性のみをもって一律的にそのような「おそれ」の対象として不開示」としている」と反論する。

しかしながら、これまでも、警察に情報を提供したり、協力した者等に対して、犯罪者等が、逆恨みにより、危害や嫌がらせを加えた事例が発生していることは事実であって、捜査協力者等が特定又は推認できるような情報を開示することにより、協力者本人はもとよりその家族等に対して、犯罪者等から、生命身体に危害が加えられるおそれは否定できないと実施機関は判断している。

この点、条例第7条第5号の「...おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、青森県情報公開条例の解釈運用基準（平成12年3月13日制定）において、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。」とされており、実施機関の裁量を特に尊重する趣旨であると解される。

また、捜査協力者等の情報が記載されていない文書については、その内容を開示することにより、「捜査の手法、技術等が明らかとなり、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯罪の敢行を容易にする。」おそれがあることから、実施機関は、公共安全等情報に該当すると判断し、不開示としている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 少年課の所掌事務について

(1) 本件行政文書は、平成15年度に少年課が前渡資金として支出した県費捜査費に係る

支出証拠書類であるが、当審査会が調査したところによれば、少年課は、青森県警察組織規則（昭和36年11月青森県公安委員会規則第15号）第10条の3の規定により、次の事務をつかさどるものとされている。

ア 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。

イ 少年指導委員、少年補導協力員等に関すること。

ウ 少年の補導に関すること。

エ 少年犯罪の捜査に関すること。

オ 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

カ 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

キ 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(2) また、警察法（昭和29年法律第162号）第48条及び第53条の規定により、警察署長は、県警察本部の事務を統括する警察本部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理することとされている。警察本部内の所属である少年課は、その所掌事務について、警察本部長が有する指揮監督権限に基づき、警察署に対して指揮指導を行っている。

なお、警察署には、青森県警察組織規程（昭和36年11月青森県警察本部訓令甲第12号）第12条第2項の規定により課が設置されており、少年課が所掌する事務については、同規程第13条の規定により生活安全課又は刑事生活安全課が所掌している。

3 本件行政文書について

実施機関は、本件開示請求に対し、「平成13年度、14年度、15年度及び16年度の県費捜査費に係る捜査費執行伺、支出負担行為兼支出命令票、現金出納表、前渡資金証拠書、返納命令票、返納通知書・領収証書、捜査費証拠書」を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、条例第11条第6項前段の規定により、本件開示請求に係る行政文書のうち、本件行政文書である「平成15年度の捜査費証拠書（表紙及び捜査費総括表を除く部分）」について、本件処分を行ったものであることが認められる。本件行政文書について、諮問実施機関は、当該文書の性質上、その内容を知る者を特定の最小限度の範囲にとどめざるを得ないものと認められるとして、本件の当審査会への諮問に当たりその写しを提出しなかったものであるが、当審査会では、平成18年10月4日付け答申第42

号で答申をした「少年課の平成15年度県費捜査費に係る捜査費執行同等についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問」（以下「答申第42号事案」という。）におけるインカメラ審査の実施過程において、本件行政文書についても実際に見分したところであり、その結果、捜査費証拠書は、表紙、捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書及び立替払報告書が月ごとに編綴されたものであり、本件行政文書について、次のとおりその内容を確認した。

(1) 捜査費支出伺

取扱補助者（次長等）が、捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者（課長補佐等））からの捜査費の交付申請に基づき作成する文書であり、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、支出伺の年月日、支出伺に係る金額、捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の所属・官職・氏名及び支出伺内訳（捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の「官職」・「氏名」、「金額」、「支出事由」、「交付年月日」）が記録されている。

(2) 支払精算書

一般捜査費を概算金額で受領した捜査員が、その執行した一般捜査費について精算を行うために自ら作成する文書であり、作成年月日、取扱者（課長等）の官職・氏名、捜査員の所属・官職・氏名・印影、一般捜査費の受領年月日、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足（ ）額」、支払額内訳（支払年月日、支払事由、金額）、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、「返納 不足」の別とこれに対応する「返納 支出」の別、精算の結果に伴う返納額の返納年月日又は不足額の領収年月日、「領収印」欄の印影及び領収書を徴することができなかった場合にその理由を確認した取扱者の所属・官職・氏名・印影が記録されている。

(3) 捜査費交付書兼支払精算書

捜査諸雑費を概算金額で受領した中間交付者が、当該中間交付者が担当する係の各捜査員に捜査諸雑費を交付する際に、また、月末に各捜査員の1か月分の捜査諸雑費の執行結果を取りまとめ、精算する際に作成する文書であり、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、作成年月日、取扱者名、中間交付者の所属・官職・氏名・印影、捜査諸雑費の受領年月日、「既受領額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」及び内訳（各捜査員への「交付年月日」、各捜査員の「官職」・「交付者名」、各捜査員ごとの「交付額」・「支払額」・「返納額」・「確認印」欄の印影）が記録されている。

(4) 支払伝票

中間交付者から捜査諸雑費の交付を受けた各捜査員が、捜査諸雑費を執行した都度、当該執行日を単位に作成する文書で、捜査費交付書兼支払精算書に添付されるものであり、作成年月日、捜査員の所属・官職・氏名・印影及び執行内訳（「支払年月日」、「金額」、「支払先」、「支払事由」）が記録されている。

(5) 立替払報告書

立替払報告書は一般捜査費の支出関係文書であり、現場での捜査の状況等により、あらかじめ交付された一般捜査費を超えて一般捜査費を執行する必要性が生じた場合で、捜査員が当該一般捜査費を一時的に立て替えたときに、その旨を取扱者に報告するため作成するものであり、作成年月日、取扱者の官職・氏名、捜査員の所属・官職・氏名・印影、立替金額、立替払の内訳（「支払年月日」、「金額」、「債主名」、「支払事由」、「備考」）、取扱者の確認年月日及び「取扱者確認印」欄の印影が記録されている。

(6) 領収書

捜査員が実際に捜査費を支出したことを証明する文書として、支払精算書、支払伝票及び立替払報告書に添付されるものであり、受領年月日、領収書の名宛人たる捜査員の氏名、受領金額、受領名目、受領者の住所・氏名・印影等が記録されている。

4 条例第7条第3号及び第5号への該当性について

実施機関は、本件行政文書には、「特定の個人を識別することができる情報である個人の氏名及び印影並びに警部補以下の警察官の氏名及び印影が記載されているため」、条例第7条第3号に該当するとし、また、「捜査費の個別の執行に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、「捜査の手法、技術等が明らかとなり、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯罪の敢行を容易にする」、「捜査協力者等が特定され、本人、家族等の生命身体に危害が加えられる」などのおそれがあるため」、条例第7条第5号に該当するとして、本件処分を行っているので、以下、本件行政文書に記録された情報の条例第7条第3号及び第5号への該当性について検討する。

(1) 条例第7条第5号への該当性について

ア 条例第7条第5号の趣旨

条例第7条第5号は、不開示情報として、「公にすることにより、犯罪の予防、

鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

この規定は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、すなわち「相当の理由」があるか否かについて審理・判断するのが適当であるという趣旨によるものである。

イ 捜査費支出伺

(ア) 支出伺の年月日、支出伺に係る金額、捜査費を交付する捜査員等の官職・氏名及び支出伺内訳について

a 捜査費支出伺に記録されている情報のうち、支出伺の年月日、支出伺に係る金額、捜査費を交付する捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の官職・氏名及び支出伺内訳（捜査員（捜査諸雑費にあつては、中間交付者）の「官職」・「氏名」、「金額」、「支出事由」、「交付年月日」）については、一般捜査費と捜査諸雑費のそれぞれの執行に係るものがあるものである。

b 一般捜査費については、一般捜査費を執行する必要が生じた時点で、捜査員が取扱補助者に対して一般捜査費の交付申請を行い、取扱補助者は捜査費支出伺により取扱者の決裁を受け、捜査員に概算金額で一般捜査費を交付し、一般捜査費の交付を受けた捜査員は、一般捜査費を執行した後、速やかに支払精算書等に領収書等を添付して取扱補助者に提出し、取扱者の決裁を受け、受領した一般捜査費の精算を行うこととされているものである。

このことから、捜査費支出伺のうち、一般捜査費の執行に係るものについては、捜査費の個別の執行に関する情報であり、これらを公にした場合、警察官の氏名、当該警察官が捜査している事件の名称及び捜査活動を行った月日、当該警察官が情報提供者や捜査協力者と接触した月日、当該用務に費やした捜査費の額等が特定され、又は推認され、このため、犯罪等を犯し、又は企図している個人や団体（以下「事件関係者等」という。）がこれらの情報を知り得た場合、他の情報（当該所属の捜査車両の動向、報道の状況、犯罪事実の一部を知る者や犯罪現場に居合わせた者の動向、これら個人や団体の周辺者の動向等）を調査、確認し、その結果を分析することによって、捜査対象事件を特定し、捜査の時期、情報提供者等との接触時期、捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等警察の捜査活動の状況が推認されるおそれがあるものである。そして、これらがいったん推認された場合には、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるもので

ある。また、これらの情報が既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、これを公にした場合には、捜査中の事件に係る情報と同様の手法で当該情報を照合・分析することにより、事件が発生した場合における、過去の警察の捜査体制や捜査手法等が推察される可能性があり、犯罪を企図する者等が、これらの捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講ずることが想定されるものである。

さらに、これらを公にした場合には、事件関係者等が把握した内容によっては、警察に対して情報提供した者、犯罪の目撃者等の周辺に重大な危険が生ずるおそれがあるほか、警察に対する情報提供者であると疑われた者がある場合、その者に危害が及ぶおそれもある。

- c 一方、捜査諸雑費は、月末又は月初めに、中間交付者が取扱補助者に対し、当該中間交付者が担当する係の捜査員が必要とする1か月分の捜査諸雑費を取りまとめ、自らの分も含めて交付申請を行い、取扱補助者は捜査費支出伺により取扱者の決裁を受け、中間交付者に概算金額で捜査諸雑費を交付し、捜査諸雑費の交付を受けた中間交付者は、各捜査員に対し、各捜査員が必要とする捜査諸雑費を交付するものである。中間交付者は、月末に自らの分を含め各捜査員の1か月分の捜査諸雑費の執行結果を取りまとめ、捜査費交付書兼支払精算書を作成し、各捜査員が作成した支払伝票を添付して取扱補助者に提出し、取扱者の決裁を受け、受領した捜査諸雑費の精算を行うこととされているものである。

このことから、捜査費支出伺のうち、捜査諸雑費の執行に係るものについては、中間交付者に対する捜査諸雑費の交付、中間交付者からの捜査諸雑費の返納に関する情報で、これらは、直ちに捜査費の個別の執行に関する情報であると言えるものではない。

しかしながら、これらの情報のうち、例えば、中間交付者の官職・氏名を公にすると、中間交付者が現場の捜査活動の指揮者である課長補佐の立場にあることから、事件関係者等が体験又は伝聞により入手した捜査活動や捜査員等に関する情報を組み合わせることなどにより、当該中間交付者が捜査を指揮する特定の係に捜査諸雑費が交付されたことが推認される。

また、支出伺に係る金額、支出伺内訳の「金額」は、中間交付者が捜査を指揮する特定の係の1か月分の捜査諸雑費の総額等であるため、これらを公にすると、当該特定の係の人数等捜査体制がある程度推認される。

加えて、少年課が行う捜査活動の対象となる事件は、少年に関する犯罪のうち、犯行の形態が特異である事件、複雑な背景を有する事件、犯行地や事件関係者等が複数の警察署管内にまたがる事件等社会的反響の大きな事件であり、捜査対象となる事件はある程度絞られることになる。

以上から、捜査諸雑費の執行に係るものについても、これを公にした場合、事件関係者等が、これらの情報と他の情報（当該所属の捜査車両の動向、報道

の状況、犯罪事実の一部を知る者や犯罪現場に居合わせた者の動向、これら個人や団体の周辺者の動向等)を調査、確認し、その結果を分析することによって、捜査対象事件を特定し、警察の捜査活動の状況が推認されるおそれがあるものである。そして、これらがいったん推認された場合には、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることが想定されるものである。また、これらの情報が既に捜査が終了した事件に関する情報であっても、これを公にした場合には、捜査中の事件に係る情報と同様の手法で当該情報を照合・分析することにより、事件が発生した場合における、過去の警察の捜査体制や捜査手法等が推察される可能性があり、犯罪を企図する者等が、これらの捜査手法等に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講ずることが想定されるものである。

d よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があると認められる。

(イ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影について

a 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影は、取扱者及び補助者が会計手続に係る決裁又は確認のために行う押印に係るものである。各欄に押印する取扱者及び補助者は警部以上の警察職員であり、それぞれ、少年課の課長及び次長の職にある者を充てるものとされている。課長及び次長の氏名は、青森県警察本部が人事異動の際に報道機関等を通じて公にしているほか、一般に販売されている職員録等にも掲載されているなど慣行として公にされている情報である。

b これらの者自身も捜査費を受領して個別の犯罪捜査に携わることはあるが、当該各欄の印影は、前記のとおり決裁又は確認のための押印に係るものであり、同人らの捜査費の執行に係る情報ではない。

c よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

(ウ) 捜査費を交付する捜査員等の所属について

捜査費を交付する捜査員又は中間交付者の所属については、本件行政文書が平成15年度に少年課が支出した県費捜査費に係る捜査費証拠書であり、当該所属として記録される情報が少年課であることは明らかであることから、実施機関が当該情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

(I) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員等の所属を公にすることにより捜査費の執行件数が推測され、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの主張について

a 諮問実施機関は、理由説明書において、「本件行政文書の不開示情報が記録

されている部分を除いた残りの部分を開示すると、本件行政文書に編綴された種別ごとの文書の枚数により捜査費の執行件数が推測されるおそれがある」、
「捜査費の執行件数は、捜査費交付額や執行額と同様に、その多寡が捜査活動の活発さや捜査活動の濃淡を示すものであり、捜査の進展状況等一連の各種捜査情報が推認し得る情報であり、本件行政文書を部分開示することは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる」としているところである。

b 一般捜査費の執行に係る捜査費支出伺について

- (a) 確かに、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員又は中間交付者の所属を公にすると、捜査費支出伺の枚数が明らかとなり、一般捜査費の執行に係る捜査費支出伺については、一般捜査費の執行件数が推測されるおそれがある。

しかしながら、一般捜査費の執行に係る捜査費支出伺の枚数から推測される一般捜査費の執行件数の多寡は、捜査活動の活発さをある程度反映していると考えられるものの、この増減の状況から、直ちに特定の事件の捜査状況が把握されるとまでは言えない。

- (b) また、実施機関は、本件行政文書以外の対象文書に係る処分においては、捜査費証拠書として編綴される書類の一部である捜査費総括表について、本月受入額、本月支払額、返納額を開示したところである。

これら捜査費の月額に関する情報は、一般捜査費の執行に係る捜査費支出伺の枚数から推測される執行件数の多寡と比較しても、捜査活動の活発さ・不活発さをより直接的に示すものである。加えて、月ごとの一般捜査費の執行件数自体、実施機関が本件行政文書以外の対象文書に係る処分においてその一部を開示した現金出納表等の記載から、ある程度推測が可能なところである。

よって、実施機関が本件行政文書以外の対象文書に係る処分において捜査費月額を開示する一方で、一般捜査費の執行に係る捜査費支出伺における「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員の所属を公にすることにより捜査活動に支障が生ずるとすることに合理的理由は乏しい。

- (c) なお、本件行政文書を含む答申第42号事案の審査において、当審査会が、捜査費証拠書の表紙に記載された証拠書の枚数の開示に関し諮問実施機関に照会したところ、諮問実施機関は、枚数を公にすると、既に開示している捜査費の月額に関する情報と照合、分析することによって、捜査体制の強化、捜査の集中度合い等捜査活動の状況が推認される旨回答しているところである。

一般捜査費の執行に係る捜査費支出伺における「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員の所属を公にする

と、当該捜査費支出伺の枚数が明らかとなることから、諮問実施機関においては、捜査費証拠書の表紙の枚数の開示と同様に捜査活動の状況が推認される旨主張することも考えられるが、このような推認は、当該捜査費支出伺の枚数が特定の事件に係るものであるという前提があって可能となるものであり、捜査費の月額と当該捜査費支出伺の枚数だけでは、直ちに特定の事件の捜査活動の状況が推認されるとまでは言えない。

(d) よって、一般捜査費の執行に係る捜査費支出伺については、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員の所属を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

c 捜査諸雑費の執行に係る捜査費支出伺について

捜査諸雑費の執行に係る捜査費支出伺については、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する中間交付者の所属を公にすることにより、中間交付者に対する捜査諸雑費の交付件数は推測されるが、捜査諸雑費の執行件数が推測されるおそれがあるとは言えず、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

(オ) したがって、捜査費支出伺に記録されている情報のうち、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査費を交付する捜査員又は中間交付者の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

ウ 支払精算書

(ア) 支払精算書は一般捜査費の支出に係る文書であり、これに記録されている情報のうち、作成年月日、捜査員の官職・氏名・印影、一般捜査費の受領年月日、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足()額」、支払額内訳(支払年月日、支払事由、金額)、「返納 不足」の別とこれに対応する「返納 支出」の別、精算の結果に伴う返納額の返納年月日又は不足額の領収年月日及び「領収印」欄の印影は、捜査費の個別の執行に関する情報であって、これらを公にした場合、前記イ(ア) bと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには相当の理由があると認められる。

(イ) 領収書を徴することができなかった場合にその理由を確認した取扱者の所属・官職・氏名・印影については、この領収書を徴することができないという情報自体が情報提供者等の存在を推認させるものであり、これを公にした場合、事件関係者等が当該情報と、新聞・雑誌等のマスメディアで公表されている情報や事件関係者等のみが知り得る情報等とを照合・分析することによって、情報提供者等

が特定又は推測され、当該情報提供者等が事件関係者等から報復を受ける可能性は否定できないものである。また、情報提供者等の特定等に至らない場合でも、情報提供者等が当該理由から以後の協力を拒否することが想定される。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があると認められる。

- (ウ) 取扱者の官職・氏名については、取扱者は、課長の職にある者をもって充てるものとされており、課長の氏名は、青森県警察本部が人事異動の際に報道機関等を通じて公にしているほか、一般に販売されている職員録にも掲載されているなど慣行として公にされている情報であることから、実施機関が当該情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。
- (イ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査員の所属については、それぞれ前記イ(イ)及び(ウ)と同様に、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。
- (オ) 取扱者の官職・氏名、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査員の所属を公にすると、支払精算書の枚数が明らかとなり、一般捜査費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記イ(イ) bと同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。
- (カ) したがって、支払精算書に記録されている情報のうち、取扱者の官職・氏名、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び捜査員の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

エ 捜査費交付書兼支払精算書

- (ア) 捜査費交付書兼支払精算書は捜査諸雑費の支出に係る文書であり、中間交付者が、主に月末又は月初めに、当該中間交付者が担当する係の各捜査員に交付した捜査諸雑費の額や、各捜査員の1か月分の捜査諸雑費の執行額等が記録されているが、当該情報は、各捜査員の捜査諸雑費に係る個別の執行内容を明らかにするものではない。
- (イ) しかし、捜査費交付書兼支払精算書に記録されている情報のうち、作成年月日、中間交付者の官職・氏名・印影、捜査諸雑費の受領年月日、「既受領額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」及び内訳(各捜査員への「交付年月日」、各捜査員の「官職」・「交付者名」、各捜査員ごとの「交付額」・「支払額」・「返納額」・「確認印」欄の印影)は、これらを公にした場合には、前記イ(ア) cと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

- (ウ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影及び中間交付者の所属並びに取扱者の官職・氏名については、それぞれ前記イ(イ)及び(ウ)並びにウ(ウ)と同様に、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。
- (イ) 「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属を公にすると、捜査費交付書兼支払精算書の枚数が明らかとなり、中間交付者からの各捜査員に対する捜査諸雑費の交付件数は推測される可能性があるが、捜査諸雑費の執行件数が推測されるおそれがあるとは言えず、前記イ(イ) c と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。
- (オ) したがって、捜査費交付書兼支払精算書に記録されている情報のうち、「取扱者」欄・「補助者」欄・「出納簿登記」欄の印影、取扱者の官職・氏名及び中間交付者の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

オ 支払伝票

- (ア) 支払伝票は捜査諸雑費の支出に係る文書であり、これに記録されている情報のうち、作成年月日、捜査員の官職・氏名・印影及び執行内訳(「支払年月日」、「金額」、「支払先」、「支払事由」)は、捜査費の個別の執行に関する情報であって、これらを公にした場合、前記イ(ア) b と同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

- (イ) 捜査員の所属については、前記イ(ウ)と同様に、実施機関が当該情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。
- (ウ) 捜査員の所属を公にすると、支払伝票の枚数が明らかとなり、捜査諸雑費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記イ(イ) b と同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。
- (イ) したがって、支払伝票に記録されている情報のうち、捜査員の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

カ 立替払報告書

(ア) 立替払報告書は一般捜査費の支出に係る文書であり、これに記録されている情報のうち、作成年月日、捜査員の官職・氏名・印影、立替金額、立替払の内訳（「支払年月日」、「金額」、「債主名」、「支払事由」、「備考」）及び取扱者の確認年月日は、捜査費の個別の執行に関する情報であって、これらを公にした場合、前記イ(ア) bと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

よって、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

(イ) 「取扱者確認印」欄の印影及び捜査員の所属並びに取扱者の官職・氏名については、それぞれ前記イ(イ)及び(ウ)並びにウ(ウ)と同様に、実施機関がこれらの情報を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したことに相当の理由があるとは認められない。

(ウ) 取扱者の官職・氏名、「取扱者確認印」欄の印影及び捜査員の所属を公にすると、立替払報告書の枚数が明らかとなり、一般捜査費の執行件数が推測されるおそれがあるが、前記イ(イ) bと同様に、これらの情報を公にすることによって、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

(I) したがって、立替払報告書に記録されている情報のうち、取扱者の官職・氏名、「取扱者確認印」欄の印影及び捜査員の所属は、条例第7条第5号の情報には該当しない。

キ 領収書

(ア) 領収書に記録されている情報は、捜査費の個別の執行に関する情報であるほか、情報提供者等に関する情報が含まれる場合もある。

(イ) 捜査費の個別の執行に関する情報を公にした場合、前記イ(ア) bと同様に、事件関係者等が逃走、証拠隠滅などの対抗措置を講ずることや更なる犯罪等を図ることなどが想定されるものである。

(ウ) また、警察に対する情報提供等の捜査協力が大きな危険を伴うものであることを踏まえれば、情報提供者等に関する情報自体が最大限に秘匿されなければならないものであることは論を待たない。仮に情報提供者等に関する情報が一部でも公になった場合には、当該情報提供者等が事件関係者等から報復等を受ける可能性は否定できない。かかる事態に至っては、情報提供者等の保護に欠けるだけでなく、情報提供者等が以後の協力を拒否することが想定され、犯罪の捜査に多大の影響を及ぼすことは容易に想定できるものである。

(I) よって、実施機関が領収書を公にすると犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときには相当の理由があると認められる。

(2) 条例第7条第3号への該当性について

ア 条例第7条第3号の趣旨

(ア) 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

(イ) また、条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると規定している。

(ウ) このうち、条例第7条第3号ただし書ハは、公務員等の職名、氏名及び職務遂行の内容については、国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、警察職員の氏名を除き当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないとしているが、警察職員の氏名を除いたのは、警察職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該警察職員の氏名を公にした場合、職務遂行上大きな支障が生ずるおそれや警察職員個人又は家族に対する嫌がらせ、報復のおそれがあるためであって、当該警察職員の氏名については、個人情報として保護に値すると位置付けた上で、同号ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該警察職員の氏名が、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に

係る情報について、ただし書イが適用され、個人情報としては不開示とはならないものである。

イ 情報提供者等個人の氏名及び印影

本件行政文書に記録されている情報提供者等個人の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第3号本文に該当し、条例第7条第3号ただし書イ、ロ及びハに該当しないことは明らかである。

ウ 警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影

(ア) 本件行政文書に記録されている警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影については、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第3号本文に該当することは明らかである。

(イ) また、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名は、青森県警察本部が人事異動の際に報道機関等を通じて公にしておらず、一般に販売されている職員録にも掲載されているものでもないことから、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

5 その他

(1) 審査請求人のテレビ番組で公開された警察活動に関する主張について

ア 審査請求人は、平成18年1月27日に青森テレビで放送された、全国の警察の交通取締り、覚せい剤摘発等に関する捜査の様態等取材した番組（以下「平成18年1月のテレビ番組」という。）において、現職警察官の顔や警察署での打合せ、複数の課の警察官が一つのチームを作って出動する様子、現場での対応など逐一を分かりやすく編成し、放送したものであるとした上で、「この放送内容からすれば、現場警察官個人だけの判断で撮影に応じたのではなく、警察組織としての判断で撮影を許可したものであることは容易に推測できるもので、関心がある視聴者には録画もされて、場合によっては様々な警察活動の研究材料にもされ得るものである」、「このように公表されている警察官の個人情報や捜査情報について、「警部補以下の警察官の氏名及び印影が記載されているため」そして「捜査の手法、技術等が明らかとなり、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯罪の敢行を容易にする」として一律不開示とする本件不開示理由との関係を実施機関はどのように合理的に説明できるのであろうか」との旨、また、「一地方で行われた捜査内容の報道内容であったとしても、警察組織における捜査手法等について実際どのように行われているか、全部ではないにしても、一定程度の内容を窺い知ることができるものであ

る」、「他県警察においては、DVD記録に明らかなように実際の捜査を行っている現職警察職員の顔、官職、氏名を公表している。そうすると、本件不開示理由とした実施機関が主張する「おそれ」については、その蓋然性のみをもって開示しないということになり、まさに実施機関における職権の濫用というほかはない」旨主張しているところである。

イ この点に関し、当審査会においても平成18年1月のテレビ番組を実際に見分したところであるが、その内容には、青森県警察に関するものは含まれていないことが認められる。また、当該番組においては、ある一定の制作意図のもと、警察活動について具体性をもった内容で紹介するため、特定の部署の捜査状況や特定の警察官の氏名等を公にしたものとも考えられ、当該特定の部署の警察活動の状況や当該警察官の氏名等が公になることが、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持や当該警察官の職務遂行に支障を及ぼすかどうかについても検討がなされた上で、これらの情報を公にすることとしたものと思われる。このことから、平成18年1月のテレビ番組において、特定の部署の捜査状況や特定の警察官の氏名等が放送されているという事実については、個別的な事例にとどまるものと言わざるを得ない。

ウ よって、平成18年1月のテレビ番組において特定の部署の捜査状況や特定の警察官の氏名等が放送されているという事実をもって、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名が、条例第7条第3号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認めることはできず、また、当該事実は、これまで述べた条例第7条5号への該当性に係る当審査会の判断を左右するものともならない。

(2) 北海道警察元幹部の証言に関する主張について

ア 審査請求人は、平成18年9月5日に行われた松山地方裁判所における証人尋問での元北海道警察釧路方面本部長や元北海道警察釧路方面弟子屈警察署次長兼警務課長の証言からすれば、「領収書の氏名等については真正の本人による記名ではなく、警察職員によるいわば偽名を記載したものとしている」、「偽名であるものを公開したからといって、直ちにその本人に危害がおよぶということは想定し得ず、併せて、当該支出が行われた時点での関係捜査等に対する影響も皆無に等しいものと思料される」、「このことは、青森県警察における捜査費会計書類についても同様の指摘ができるものであろう」旨主張しているところである。

イ しかし、当審査会は、審査請求人が主張する領収書の氏名等の記載の真正性に関

し、本件行政文書について当該真正性を調査し、判断する立場にはない。

なお、当審査会は、答申第42号事案におけるインカメラ審査の実施過程において、本件行政文書についても実際に見分したが、文書自体から職員による偽名の記載など不正支出が窺われるものは、特段見受けられなかったところである。

6 結論

以上のとおり、本件行政文書には、公にすることにより犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------|--------------------------------|
| 平成18年 6 月22日 | ・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。 |
| 平成18年 7 月13日 | ・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理した。 |
| 平成18年 7 月27日 (第121回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成18年 8 月 2 日 | ・ 審査請求人からの反論書を受理した。 |
| 平成18年 8 月31日 (第122回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成18年 9 月28日 (第123回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成18年10月18日 | ・ 審査請求人からの反論書 (主張の補充) を受理した。 |
| 平成18年10月26日 (第124回審査会) | ・ 審査を行った。 |

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

| 氏名 | 役職名等 | 備考 |
|-------|----------------------------|---------|
| 石岡 隆司 | 弁護士 | 会長 |
| 栗原由紀子 | 青森中央学院大学経営法学部専任講師 | |
| 紺屋 博昭 | 弘前大学人文学部助教授 | |
| 平井 卓 | 青森大学経営学部教授 | 会長職務代理者 |
| 三上久美子 | 特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長 | |

(平成18年10月31日現在)